こども誰でも通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために創設された制度です。

たとえば、こんなときに・・・

- **保護者の都合等で、少しの間子どもを見てほしい**
- **上の子の学校や園の行事をゆっくり見たい**
- **美容院や買い物に行ったり、気分転換をしたい**

こども誰でも通園制度のポイント

保育所等に通っていない **0歳6か月～満3歳未満のこどもが対象**	**月10時間の範囲で** **時間単位で利用が可能**

制度利用の流れ

1 利用申請

はじめて利用するときは、事前に市の認定を受ける必要があります。
利用申請の手続きは、つうえんポータルからできます。
右記の2次元コードを読み込み、利用申請をしてください。

市町村による認定

2 認定証の受領

3 事前面談予約

はじめて利用する施設の場合は、事前面談が必要です。
つうえんポータルから予約することができます。

4 事前面談

予約した施設で実施します。
事前面談後に、システムから施設の利用予約が可能になります。

5 施設の利用

利用日当日は、登降園時に施設職員が提示する2次元コードを読み取ってください。利用料金は、直接施設にお支払いください。

つうえんポータル

「つうえんポータル」は、こども誰でも通園制度を利用するための総合支援システムです。

南あわじ市内の実施施設

	施設名	住所	電話番号	定員	備考	施設ホームページ
公立	子育て学習・支援センター	南あわじ市榎列松田747番地3	42-3060	6人	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00	
私立	幼保連携型認定こども園　松帆南	南あわじ市松帆高屋乙192番地	36-2344	4人	月～金 10:00～15:00	

- 利用料金：300円／時間
- 利用施設によって受入日時、対象年齢、受入人数等が異なりますので、ご確認ください。
- 利用認定を受けていても、利用施設の受入態勢等により利用できない場合があります。

こども誰でも通園制度を利用すると…

こどもにとって

家庭とは異なる環境で、家族以外の人と関わる機会が得られます。年齢の近い子どもと交流することで、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします。

保護者にとって

専門知識を持つ人と関わることで安心感が生まれ、孤立感や不安が軽減されます。また、月に一定時間子どもと離れることで、育児に関する負担感の軽減につながります。

一時預かり事業との違い

一時預かり事業は、就労や病気等、利用にあたり保護者の理由が必要ですが、
こども誰でも通園制度では利用の理由は必要ありません。家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

お問い合わせ先

南あわじ市教育委員会 こども未来課

0799-43-5219

kodomo@city.minamiawaji.hyogo.jp

市ホームページ

利用に関するお問い合わせは、各利用施設に直接お問合せください。
詳細は、市ホームページをご覧ください。